

監査公表第 2 号

平成 29 年（2017 年）4 月 6 日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	宮	村	素	子
同	涌	井	国	夫

措置通知事項の公表について

札幌市長から「包括外部監査の結果報告に基づく措置の通知について（平成 29 年 4 月 3 日付け札総第 47 号）」が提出されましたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第47号

平成29年(2017年)4月3日

札幌市監査委員 藤江正祥様
窪田もとむ様
宮村素子様
涌井国夫様

札幌市長 秋元克広

包括外部監査の結果報告に基づく措置の通知について

平成28年3月25日に報告を受けた平成27年度の包括外部監査の結果に基づき、
又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第
67号)第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

包括外部監査の指摘事項の概要及びそれに対する措置について

監査結果報告年度 平成27年度

監査テーマ 市税事務について

監査対象 部 局	指摘を受けた事項	指摘に対する措置
財 政 局 税政部	<p>【報告書192ページ】 3.2.9 滞納整理事務</p> <p>・ 無財産と生活困窮の区別判断が明確になるよう基準を整理するべきである。</p> <p>無財産と生活困窮の区別は即時消滅の可否に影響するものである。無財産による処分停止とした上で即時消滅となれば、市としてはこれを不納欠損の対象とし、滞納者はその限りで納税義務を免れることになる。また、そうでなければ、札幌市は当該執行停止とした滞納者について3年間（その前に消滅時効期間が経過する場合はそれまでの間）、担税力を確認する必要がある。</p> <p>そこで、札幌市における滞納者との折衝記録を査閲したところ、必ずしも両者の区別が適切に行われていない（少なくともその判断基準が明確とまでは言えない。）ものが見受けられた。</p> <p>かかる結論となるのは、無財産と生活困窮の判断基準が明確とまでは言い難いためと思われる。よって、両者の区別につき明確な判断基準を策定するべきである。</p>	<p>滞納処分の執行停止の要件につきましては、地方税法第15条の7第1項に規定されており、平成19年に納税指導課で作成した「処分停止の手引き」をテキストとして、処分停止の事務処理について毎年職員研修の場で周知徹底を図ってまいりました。しかし、滞納者の生活状況は様々であり、案件ごとに大きく異なることから、担当者が判断に迷うことも少なくありませんでした。</p> <p>この度の指摘を受け、「処分停止の手引き」の記載内容の見直しを行い、判断基準の再統一を行うとともに、平成28年10月の職員研修において周知徹底を図りました。</p>
	<p>【報告書195ページ】 3.2.9 滞納整理事務</p> <p>・ 処分停止とした場合は、その旨の通知を書面にて発送するべきである。</p> <p>法律上は執行停止とした場合は、その旨を滞納者に通知することとされており（地方税法第15条の7第2項）、当該通知は書面になすべきこととされている（平成元年10月1日自治税企第41号、なお国税徴収法基本通達第153条の9）。</p> <p>当該通知は、処分停止の効力発生要件ではないため、当該通知をしなくても処分停止の効力には影響がないが、法が通知を要求する趣旨は、滞納者の財産につき滞納処分を行わないことを滞納者に了知させることにあるから、滞納者にその旨の通知を書面で行うことが適切である。</p> <p>札幌市では、当該通知が全件なされているとは限らず、通知がなされる場合も書面では</p>	<p>滞納処分の執行を停止した場合の滞納者への通知につきましては、地方税法第15条の7第2項に規定されており、国税徴収法基本通達第153条関係9では「原則として書面により行う」とされています。この同通達同条関係9については、「滞納処分の停止の通知は、処分停止したことを滞納者に了知させるためのものであり、原則として書面で行うことを定めたものである」と解説されており、滞納者が所在不明の場合には通知書の送達を要しないとしています。</p> <p>これまで担当者が事務処理を行う際には、滞納処分の停止を口頭で通知していたことから、文書での通知を行っていませんでした。この度の指摘を受け、滞納処分の執</p>

	<p>なく口頭でなされているとのことであった。よって、今後は書面による通知を実施すべきである。なお、税政部から、この点は早急に是正予定と伺っている。</p>	<p>行を停止した場合には、滞納者に書面で通知するよう取扱いを改め、平成 28 年 10 月の職員研修において周知徹底を図りました。併せて、滞納者への通知文書を作成できるよう、税滞納整理システムの改修を行いました。</p>
--	--	---